

# 国立大学法人等における施設管理等業務に係る 契約における透明かつ公正な競争の確保について

平成27年3月5日



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 国立大学の目的

## ○ 教育基本法（平成18年12月全部改正）

（大学）

第7条 大学は、**学術の中心として、①高い教養と専門的能力を培う**とともに、**②深く真理を探究して新たな知見を創造し、③これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与**するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

**大学の目的 ⇒ ①教育、②研究、③社会貢献**

## ○ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）

（目的）

第1条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、**我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展**を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

## 業務の特性への配慮の必要性(市場化テスト法 附帯決議より)

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律国会附帯決議  
(平成18年4月19日衆・行政改革に関する特別委員会)

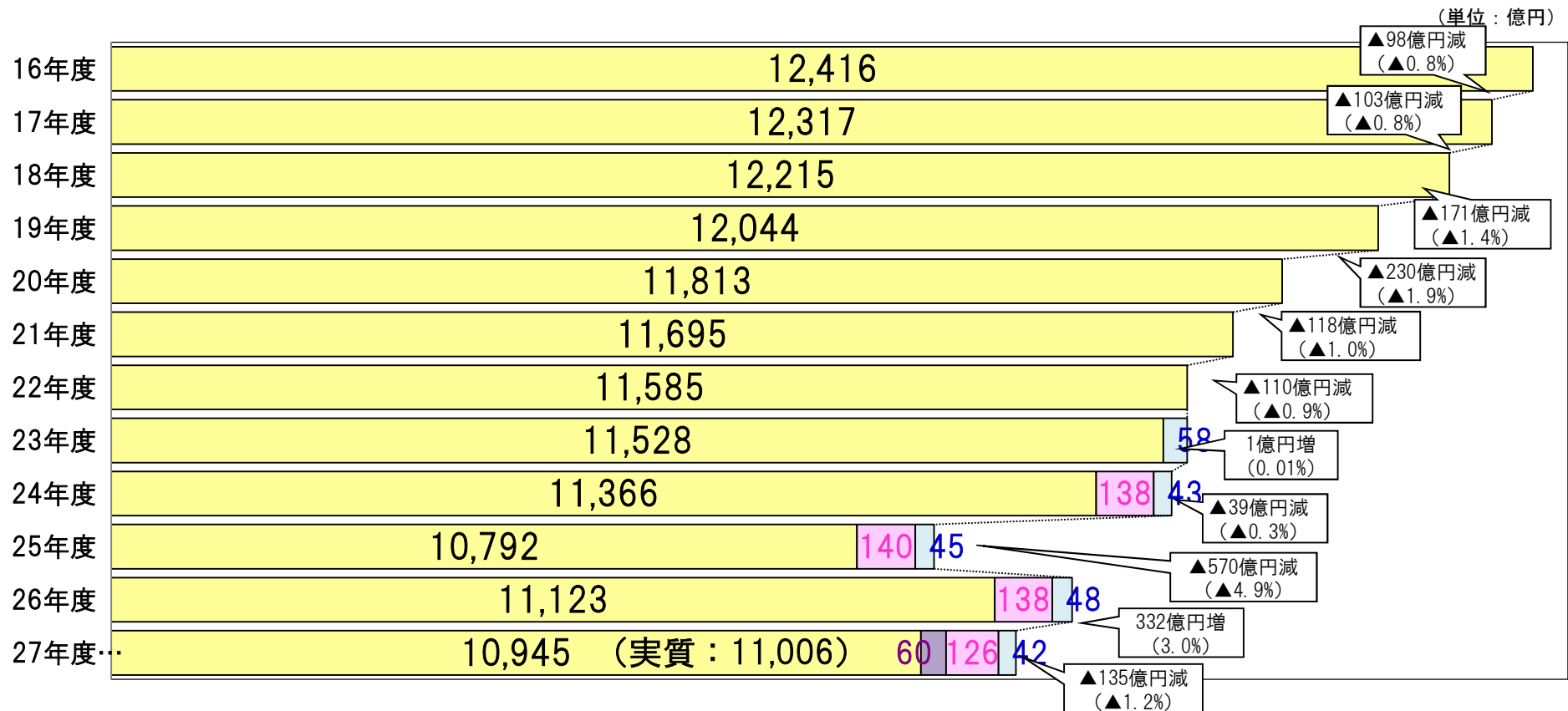
一 国立大学法人、文化芸術や科学技術については、独立行政法人とは別途の国立大学法人制度を創設した趣旨、長期的かつ継続的な観点に立った対応の重要性などを踏まえ、それぞれの業務の特性に配慮し、本法の規定する手続に従い、慎重かつ適切に対応すること。

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律国会附帯決議  
(平成18年5月25日参・行政改革に関する特別委員会)

四 国立大学法人については独立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨を、文化芸術や科学技術の振興については長期的かつ継続的な観点に立った対応が重要であることをそれぞれ踏まえ、各業務の特性に配慮し、本法に規定する手続に従いつつ、慎重かつ適切に対応すること。

# 国立大学法人における一般管理をめぐる状況

- 国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費は、毎年度削減されており、特に一般管理費は、その増額が厳しく制限される費目である。
- この状況を反映し、国立大学法人全体の一般管理費比率(業務費に対する一般管理費の比率)はこの5年間、低下傾向(平成20年度:3.2%⇒平成25年度:3.0%)にある。
- こうした中で、一般管理業務の実施の過程において、透明かつ公正な競争の導入を図るため、主に一般競争入札(最低価格落札方式)が採用されているところ。



【運営費交付金等の推移】

## 国立大学法人における競争性を担保するための取組

- 国立大学法人における施設管理業務は、主に公平性、透明性、経済性の確保という観点から、最低価格落札方式により落札が決定されている。

※首都圏の大学への聴取の結果、本部棟、学生宿舎、ホール等の施設管理業務は、寄せられた事例のほとんどが最低価格方式の一般競争入札を実施していることが報告された。

- 大学の自主的な判断により、総合評価落札方式を採用することも可能。実際に清掃業務や施設管理等の業務において活用している例も多数見受けられるところ。
- 施設管理業務は、複数年契約や他の法人が有する施設の管理と包括的に契約することも多くの大学において行われている。

### 総合評価落札方式を採用している主な例

- 総合大学(首都圏)
  - ・清掃業務(2年契約)
- 総合大学(関東)
  - ・清掃業務(2年契約)
  - ・他の学校法人の学習センター  
清掃業務との包括
- 地方大学医学部付属病院
  - ・清掃業務(2年契約)
- 総合大学(首都圏)
  - ・宿舎管理業務(2年契約)

### 契約の効率化の状況

- 複数年契約の導入
  - ・建物管理業務・・・29大学／86大学
  - ・清掃業務・・・45大学／86大学
  - ・警備業務・・・61大学／86大学
- 包括契約の導入
  - ・契約業務の集約化を検討した大学  
66大学／86大学
  - ・実際に集約化を図った大学  
41大学／86大学

((独)財務・経営センター調査(2011)より)

# 国立大学法人が実施する施設管理業務等に係る 契約における競争性の担保

- 国立大学における、更なる総合評価落札方式の導入については、一般管理費のコスト削減の要請にあわせて、①役務の評価が物品と比べて相対的に困難であること、②恣意的な評価を排除することが必要であること、③国立大学法人の施設の立地、必要な役務の形態等を十分に留意する必要があること等に鑑み、一般競争入札方式を採用することの利点・難点等との総合的な比較衡量の下、今後とも各大学の自主的な判断において進められることが期待される。
- 今後、全国の国立大学における総合評価落札方式の導入に関するグッド・プラクティス等について、(一社)国大協との連携に基づき、大学間で共有するなど、公共サービス改革基本方針に基づき、引き続き経営改善の取組に努めることが重要である。

○公共サービス改革基本方針（別表）（平成26年7月閣議決定）

（4）国立大学法人関連業務

事項名：国立大学法人関連業務への官民競争入札等の活用に関する検討等

検討事項：国立大学法人については独立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨を踏まえ、**業務の特性に配慮しつつ**、経営効率化の観点から、既に他の国の行政機関等において官民競争入札等の対象とされている施設の管理・運營業務、内部管理業務、試験実施業務、医業未収金の徴収業務等について、官民競争入札等管理委員会国立大学法人分科会の指摘も踏まえ、**引き続き経営改善の取組に努める**。